

# 四半期報告書

(第17期第1四半期)

自 平成21年10月1日

至 平成21年12月31日

**GMOペイメントゲートウェイ株式会社**

東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号

(E05476)

# 目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	13
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
【英訳名】	GMO Payment Gateway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相浦 一成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号
【電話番号】	03-3464-2740
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室長 村松 竜
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号
【電話番号】	03-3464-0182
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室長 村松 竜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第17期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第16期
会計期間	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日
売上高(千円)	595,707	727,546	2,546,550
経常利益(千円)	222,360	280,463	927,535
四半期(当期)純利益(千円)	127,654	137,592	524,259
純資産額(千円)	2,850,017	3,207,175	3,247,162
総資産額(千円)	6,811,836	8,994,725	8,147,552
1株当たり純資産額(円)	33,385.16	37,506.85	37,999.37
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,495.34	1,611.48	6,140.64
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,494.89	1,606.99	6,131.24
自己資本比率(%)	41.8	35.6	39.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	511,602	1,019,978	1,859,338
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△86,603	△59,829	△169,260
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△131,029	△147,744	△148,509
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	5,609,439	7,669,453	6,857,030
従業員数(人)	85	107	104

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	107	（5）
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### （2）提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	94	（5）
---------	----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは決済関連事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

#### (2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、以下のとおりであります。

品目別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
イニシャル売上 (千円)	87,964	139.5
ランニング売上 (千円)	443,142	116.7
加盟店売上 (千円)	196,439	128.4
合計 (千円)	727,546	122.1

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### （1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国の経済環境は、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に持ち直しが見られるものの、個人消費はデフレ状況にあり、企業収益や設備投資の低迷も続いております。そのような中、当社グループの事業が立脚する市場背景については経済環境のマイナス影響は少なく、むしろ安定的に推移いたしました。

非対面商取引市場は、インターネットの普及やクレジットカードをはじめとする決済手段の多様化に伴い発展を継続し、不況下においても非対面商取引が人々の生活に欠かせないものになるなど、商取引の構造に変化をもたらしながら堅実な成長を継続しております。

消費者向け電子商取引市場においては、消費者の購入価格抑制心理を背景とした「節約消費」の潮流を受けてインターネット購買が伸張し、物販市場の伸びは安定的に推移いたしました。また、会員サービス・デジタルコンテンツ市場等に牽引され物販以外のサービス市場も拡大いたしました。

クレジットカード業界においては、個人消費の低迷や割賦販売法・貸金業法など関連業法改正の影響により厳しい状況が続いておりますが、インターネット購買をはじめ、電気・ガス・水道などの公共料金、自動車税・固定資産税・国民年金などの公金、他にも家賃や医療など生活に密着した支払い分野など非対面におけるクレジットカード利用は拡大を続けております。

このような状況の中、当社グループは、増収要因となる事業規模の拡大を図るため、以下に示す3つの目標に基づいて事業を推進いたしました。

なお、当社グループは、当社と当社連結子会社のイプシロン㈱からなり、GMOインターネット㈱の連結対象子会社として、クレジットカード等の決済処理サービスを行っております。

##### ①オンライン課金分野の成長

直接販売・OEM販売・加盟店を多数抱える企業に対する業務提携型のビジネスの推進等により、加盟店の効率的な新規獲得に注力し、当社グループの売上の指標である「加盟店数」「決済処理件数」「決済処理金額」の増大に努めてまいりました。

「加盟店数」は、クレジットカードに加えコンビニ収納・電子マネー・Pay-easyなど多様な決済手段を一括して提供するSaaS型「PGマルチペイメントサービス」により積極的に新規加盟店を開拓した結果、当第1四半期連結会計期間末の稼働店舗数が平成21年9月末比934店舗増加の22,100店となりました。

##### [稼働店舗数推移]

	平成18年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末	平成21年9月末	平成21年12月末
稼働店舗数（店）	21,245	13,136	19,237	21,166	22,100

（注）稼働店舗数とは、当サービスを利用するための店舗毎のIDの個数です。当社グループと契約状態であり、当システムに接続されいつでも決済処理可能な店舗（加盟店）の数を意味します。

「決済処理件数」と「決済処理金額」においては既存店舗を中心に順調に増加し、売上高の増加に貢献いたしました。特にオンライン決済処理件数については、節約志向等の影響によりインターネット購買の利用が高まり好調に増加いたしました。

当第1四半期連結会計期間においては平成21年12月、少額課金・世界多通貨決済市場を開拓するべく、当社のSaaS型「PGマルチペイメントサービス」において新たな決済手段として、世界的に広く普及したオンライン決済システムである「PayPal決済サービス」の提供を開始いたしました。

また、新たな試みとして、昨今利用者数が急増しているソーシャルアプリ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上で動作する、コミュニティを基盤としユーザーの繋がりや交流を生かしたゲームやツールなどのアプリケーション）市場において、㈱ジェーシービーや大手VISA・MasterCard発行会社の協力のもと、ソーシャルアプリに特化した決済サービス提供の準備を行いました。手続きの時間を短縮するなどアプリ開発者の負担軽減を目指しており、ソーシャルアプリ市場規模が拡大する中、大きな反響を呼んでおります。なお、当社の連結子会社であるイプシロン㈱は、消費者向け電子商取引市場において個人や小規模事業者の参入増加により裾野が広がっていることに応じて、クレジットカード等の各種決済手段に一括して対応する「マルチ決済サービス」を、小規模事業者に対しホームページを介して非対面で販売・提供しており、稼働店舗数及び加盟店売上の増加に貢献いたしました。同社の業績は好調に伸長しており、当第1四半期連結会計期間の売上高は103百万円（前年同期比54.7%増）となりました。

## ②継続課金分野の開拓

公共料金・公金・その他生活に密着した月額サービスの支払いの分野においてクレジットカード決済が浸透しつつある中、引き続き当分野の開拓に努めてまいりました。

継続課金分野は生活に密着した月額サービスのため景気の影響を受けにくく順調に推移しております。

## ③付加価値サービス・新規分野の拡大

当社グループの加盟店に対し利用付加価値を高めるべく、早期入金サービスなど決済業務に付帯関連する領域のサービスの拡大に努めてまいりました。また、送客サービス等売上増加に必須なインターネットマーケティング商材を大手加盟店を中心に販売・提供するなど、顧客基盤を生かした付加価値サービスの提供を引き続き促進いたしました。

また、将来のビジネスの布石・基盤を築くべく新規分野拡大の一つとして医療分野の開拓準備を進め、平成22年1月8日、病院自動精算機など医療分野に強い、クレジットカードやデビットカード等の決済データスイッチング及びデータ処理事業を行う(株)シー・オー・シーと資本提携いたしました。

一方、営業費用に関しては、売上原価は109,693千円（前年同期比13.4%増）、販売費及び一般管理費は336,964千円（前年同期比21.8%増）となりました。

また業容拡大に伴う本社移転を平成22年3月に予定しており、その関連費用40,000千円を引当て、特別損失を計上しております。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高727,546千円（前年同期比22.1%増）、営業利益280,888千円（前年同期比26.3%増）、経常利益280,463千円（前年同期比26.1%増）、四半期純利益137,592千円（前年同期比7.8%増）となりました。なお、売上高の内訳はイニシャル売上87,964千円（前年同期比39.5%増）、ランニング売上443,142千円（前年同期比16.7%増）、加盟店売上196,439千円（前年同期比28.4%増）となっております。

売上高経常利益率については38.5%となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、期首残高に比べ812,423千円増加し、当第1四半期連結会計期間末には、7,669,453千円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローは以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は1,019,978千円（前年同期は511,602千円の獲得）となりました。これは主に、法人税等を239,780千円支払ったものの、税金等調整前四半期純利益240,463千円の計上と預り金1,034,009千円の増加によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は59,829千円（前年同期は86,603千円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出46,478千円と投資有価証券の取得による支出9,900千円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は147,744千円（前年同期は131,029千円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額146,563千円によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	256,000
計	256,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	85,388	85,388	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	85,388	85,388	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権  
(平成16年12月15日開催の定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	33(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,875(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から 平成26年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,875 資本組入額 35,938 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 平成16年12月25日付の株式分割(1:4)、平成17年11月18日付の株式分割(1:4)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、平成16年12月15日開催の定時株主総会決議、平成16年12月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権  
(平成20年12月16日開催の定時株主総会決議に基づく第9回新株予約権)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	476
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	476
新株予約権の行使時の払込金額(円)	111,200
新株予約権の行使期間	平成23年12月17日から 平成27年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 111,200 資本組入額 55,600
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役(社外取締役を含む)もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
- (3) その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と

いう)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の2. で定められる行使価額に準じて決定された金額に、(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前述の3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
  - ① 以下のiからiiiまでに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
    - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ii 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ④ 前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(平成20年12月16日開催の定時株主総会決議に基づく第10回新株予約権)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127,375
新株予約権の行使期間	平成23年12月17日から 平成27年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127,375 資本組入額 63,688
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役(社外取締役を含む)もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の2. で定められる行使価額に準じて決定された金額に、(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前述の3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
  - ① 以下のiからiiiまでに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
    - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ii 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
    - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ④ 前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	85,388	—	655,816	—	915,738

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,383	85,383	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	85,388	—	—
総株主の議決権	—	85,383	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1-9-5	5	—	5	0.00
計	—	5	—	5	0.00

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月
最高（円）	125,700	119,000	127,500
最低（円）	115,000	105,500	116,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,669,453	6,857,030
売掛金	342,795	312,157
商品	0	0
貯蔵品	140	91
前渡金	145,196	126,673
前払費用	24,699	22,066
繰延税金資産	38,961	50,210
未収入金	44,332	41,846
その他	6,664	4,986
貸倒引当金	△21,178	△17,844
流動資産合計	8,251,064	7,397,219
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,159	15,795
工具、器具及び備品（純額）	55,838	55,438
その他	17,103	18,056
有形固定資産合計	※1 88,102	※1 89,291
無形固定資産		
特許権	37	43
商標権	2,201	2,371
ソフトウェア	317,661	327,273
のれん	39,661	40,311
その他	48,661	49,020
無形固定資産合計	408,224	419,021
投資その他の資産		
投資有価証券	88,277	78,952
役員及び従業員に対する長期貸付金	42,473	45,374
破産更生債権等	6,862	6,628
長期前払費用	3,220	4,160
敷金及び保証金	87,680	87,680
繰延税金資産	25,681	25,851
貸倒引当金	△6,862	△6,628
投資その他の資産合計	247,333	242,020
固定資産合計	743,661	750,332
資産合計	8,994,725	8,147,552

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	61,759	53,366
未払金	69,438	82,011
未払法人税等	93,603	246,813
未払消費税等	25,093	36,085
前受金	3,079	3,205
預り金	5,417,975	4,383,965
賞与引当金	17,131	51,532
その他の引当金	40,000	15,500
その他	41,717	8,950
流動負債合計	5,769,799	4,881,430
固定負債		
その他	17,750	18,958
固定負債合計	17,750	18,958
負債合計	5,787,550	4,900,389
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	655,816	655,816
資本剰余金	915,738	915,738
利益剰余金	1,633,859	1,675,570
自己株式	△3,882	△3,882
株主資本合計	3,201,531	3,243,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	916	1,257
評価・換算差額等合計	916	1,257
新株予約権	4,728	2,662
純資産合計	3,207,175	3,247,162
負債純資産合計	8,994,725	8,147,552

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	595,707	727,546
売上原価	96,707	109,693
売上総利益	499,000	617,853
販売費及び一般管理費	※1 276,581	※1 336,964
営業利益	222,418	280,888
営業外収益		
受取利息	51	205
受取配当金	60	30
為替差益	—	18
その他	16	23
営業外収益合計	127	277
営業外費用		
支払利息	—	569
為替差損	125	—
支払手数料	58	—
その他	2	132
営業外費用合計	186	702
経常利益	222,360	280,463
特別損失		
固定資産除却損	9	—
投資有価証券評価損	2,229	—
本社移転費用	—	40,000
特別損失合計	2,238	40,000
税金等調整前四半期純利益	220,121	240,463
法人税、住民税及び事業税	74,565	91,217
法人税等調整額	17,902	11,653
法人税等合計	92,467	102,870
四半期純利益	127,654	137,592

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	220,121	240,463
減価償却費	29,535	34,332
のれん償却額	650	650
引当金の増減額(△は減少)	△12,953	△6,331
受取利息及び受取配当金	△111	△235
支払利息	—	569
為替差損益(△は益)	125	△18
固定資産除却損	9	—
投資有価証券評価損益(△は益)	2,229	—
売上債権の増減額(△は増加)	△7,447	△30,872
たな卸資産の増減額(△は増加)	22	△48
前渡金の増減額(△は増加)	8,488	△18,522
未収入金の増減額(△は増加)	△3,639	△2,486
仕入債務の増減額(△は減少)	2,784	8,393
預り金の増減額(△は減少)	470,404	1,034,009
その他	△11,187	189
小計	699,033	1,260,093
利息及び配当金の受取額	96	235
利息の支払額	—	△569
法人税等の支払額	△187,527	△239,780
営業活動によるキャッシュ・フロー	511,602	1,019,978
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△7,076	△6,351
無形固定資産の取得による支出	△35,331	△46,478
投資有価証券の取得による支出	—	△9,900
役員及び従業員に対する長期貸付けによる支出	△44,500	—
その他	304	2,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86,603	△59,829
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	△87	—
配当金の支払額	△130,942	△146,563
その他	—	△1,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	△131,029	△147,744
現金及び現金同等物に係る換算差額	△125	18
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	293,843	812,423
現金及び現金同等物の期首残高	5,315,596	6,857,030
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,609,439	※1 7,669,453

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 140,080千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 133,820千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 105,337千円 賞与引当金繰入額 9,183千円 貸倒引当金繰入額 2,263千円	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 130,361千円 賞与引当金繰入額 17,131千円 貸倒引当金繰入額 4,163千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) 現金及び預金勘定 5,609,439千円 現金及び現金同等物 5,609,439千円	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 現金及び預金勘定 7,669,453千円 現金及び現金同等物 7,669,453千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 85,388株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 5株
- 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 4,728千円
- 配当に関する事項  
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年12月22日 定時株主総会	普通株式	179,304	2,100	平成21年9月30日	平成21年12月24日	利益剰余金

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

当社グループは、クレジットカード等の決済事業のみを行う単一事業会社であるため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループは、クレジットカード等の決済事業のみを行う単一事業会社であるため、該当事項はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

当社グループは、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループは、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比べて、著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 24株
付与日	平成21年11月27日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役(社外取締役を含む)もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自平成21年11月27日至平成23年12月16日
権利行使期間	自平成23年12月17日至平成27年12月16日
権利行使価格(円)	127,375
付与日における公正な評価単価(円)	37,010

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	37,506.85円	1株当たり純資産額	37,999.37円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,495.34円	1株当たり四半期純利益金額	1,611.48円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,494.89円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,606.99円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	127,654	137,592
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,654	137,592
期中平均株式数(株)	85,368.18	85,383.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	26	238
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第10回新株予約権24個。 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOペイメントゲートウェイ株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOペイメントゲートウェイ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOペイメントゲートウェイ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOペイメントゲートウェイ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。